

## 低圧 20 k W未満風力発電にかかる接続契約締結のお申込み上の注意点について

20 k W未満風力発電にかかる経過措置の適用をご希望される方につきましては、2018年2月28日（水）までに接続契約締結にかかるお申込みをいただくようご案内しておりますが、よくある不備の例を下記にお知らせいたしますので、お申込みの際は、十分ご注意くださいようよろしくお願いいたします。

上記お申込み期限内に接続契約締結にかかるお申込みをいただいた場合であっても、お申込み内容の不備や、同日までに供給契約のお申込みをいただけない場合は、資源エネルギー庁が申請条件としている「不備なく受付されていること」には該当いたしませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。

上記お申込期限までにお申込みが集中することが想定されるため、処理に通常以上の期間が必要になり、ご希望に添えない場合がございます。

### 記

#### ○よくある不備の例

- ・ 必要書類（低圧配電線への系統連系協議依頼票、単線結線図、付近図・構内図、E L Bの仕様が分かる資料、認証証明書<sup>\*</sup>、整定値一覧表）が不足している。
- ・ 必要書類の必須記入欄（赤枠）へ、記入がない。

例：低圧配電線への系統連系協議依頼票の「発電設備情報」、「引込柱」、「引き込み線長さ」等が未記入となっている。

※ 風力発電については、非認証品のインバータにて多数お申込みをいただいております。非認証品の場合、認証証明書の代わりに試験成績書をご添付いただきますようお願いいたします。試験成績書をご添付いただけない場合は、お申込み内容の不備として差し戻しをさせていただきます。

- ・ 受給契約システムへの入力内容と必要添付書類の内容が相違している。

例：受給契約システムの発電設備容量と低圧配電線への系統連系協議依頼票の発電設備容量が相違している。

受給契約システムのインバータ型式と認証証明書（試験成績書）の型式が相違している。

受給契約システムのインバータ容量と認証証明書（試験成績書）の容量が相違している。

- ・ 付近図・構内図に受電地点の記載がない。

※ 設備設計をするにあたり、受電地点は必須となっておりますので、次の例を参考に付近図・構内図への記載をお願いいたします。

<不備となる記入例>



お申込み内容に不備があった場合は、お申込者さまへ再確認いただきたい旨のご案内をいたしますので、ご確認いただいた後、再申込みをお願いいたします。

<正しい記入例>



以上